

登米市子育て応援給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するため、市独自の支援策として子育て応援給付金を追加で支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

※希望しない場合等は、令和2年7月3日（金）までに、届出書を郵送してください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

※所得制限を超える受給者を除きます。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、7月16日（木）に支給します。口座振込の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

※金融機関によっては、入金が遅れることがありますので予めご了承ください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

子育て世帯への臨時特別給付金支給口座へ振り込みます。

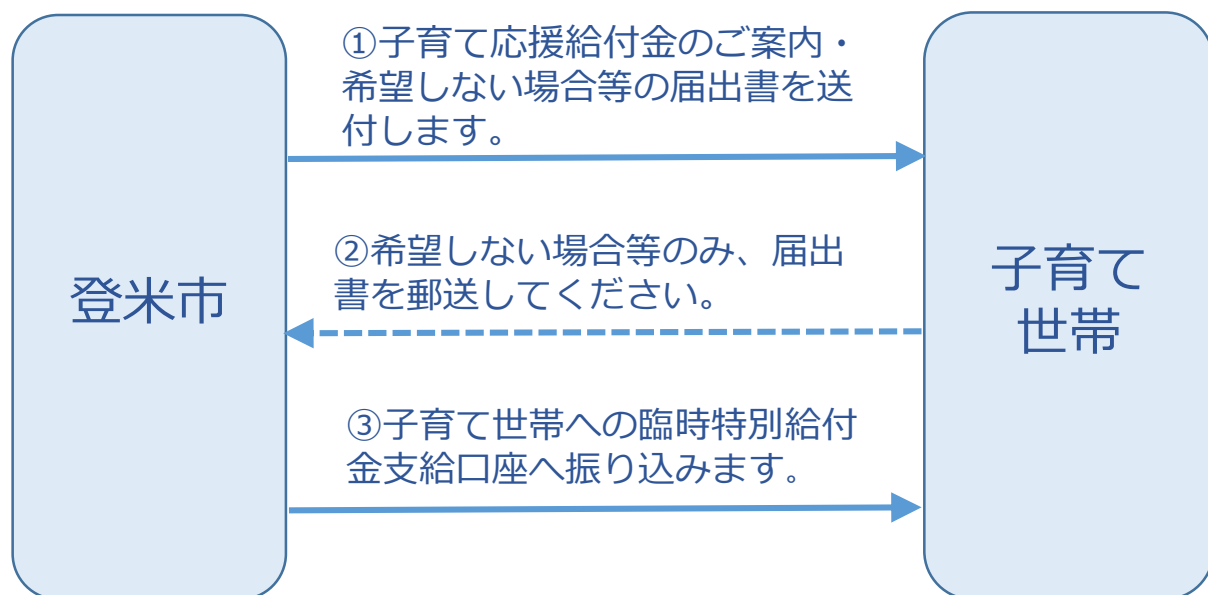
【ご注意ください】

※子育て世帯への臨時特別給付金の支給口座を解約等している場合は、支給口座登録等の届出書を提出してください。

※上記につきまして、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、7月16日（木）に支給されませんので、令和2年6月30日（火）までに必ず電話でご連絡をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

- A. 「子育て応援給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点で登米市に居住していた方に支給されます。
※新高校1年生については、令和2年2月29日時点で登米市に居住していた方に支給されます。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

- A. 登米市内の児童養護施設等（里親を含む）に入所している方は支給対象となります。

お問い合わせは

登米市福祉事務所子育て支援課 児童福祉係
電話：0220-58-5562

「子育て応援給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに登米市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに登米市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。